

入札及び契約事務に係る  
不正な働きかけへの対応マニュアル

大槌町

令和5年1月

## 目 次

1 入札及び契約事務とは	1
2 不正な働きかけの相手方の範囲	1
3 不正な働きかけとは	1
4 不正な働きかけとはみなさないもの	2
5 不正な働きかけ等があった場合の対応	3
6 大槌町職員倫理条例等との関連	4
附則	4

## 入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応マニュアル

町では、入札及び契約事務の公平性及び透明性の一層の向上を図ることを目的とし、「大槌町入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱」（以下「要綱」という。）を策定しました。

本マニュアルでは、職員の公正な職務の遂行を損なうおそれのある「不正な働きかけ」を記録し、公表するまでの流れや、職員自身が入札談合等関与行為のひとつである「発注に係る秘密情報の漏洩」に関与することがないように「不正な働きかけ」を受けた場合の具体的な取扱いを定めています。

### 1 入札及び契約事務とは

「入札及び契約事務」とは、町が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入等に係る入札・契約及びこれらに関連する事務全般をいいます。

また、入札とは、競争入札、随意契約等を含み、契約については、契約書の作成の有無を問いません。なお、要綱で報告・公表等を規定しているものは、入札及び契約事務に係るものであり、その他の一般的な事務に対する要望や提案、苦情等は含まれません。

### 2 不正な働きかけの相手方の範囲

「不正な働きかけの相手方」の範囲は、「不正な働きかけ」を受けた職員以外のすべての人に及びます。事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、行政機関の職員等すべての人を対象とします。

### 3 不正な働きかけとは

職員に対して行われる「不正な働きかけ」の主な例は次のとおりとなりますが、例示以外の行為であっても「不正な働きかけ」であると認められる場合は、本マニュアルのとおり対応することとします。

#### (1) 特定の事業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

ア 特定の事業者が入札に参加できるよう又はできないよう、分割発注の実施や発注方法の変更、発注基準の変更等を行うよう要求する行為

イ 特定の事業者が入札に参加できるよう又はできないよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

- (2) 特定の事業者の受注又は非受注に関する要求行為
  - ア 特定の事業者と随意契約できるよう又はできないよう、発注方法の変更等を行うよう要求する行為
  - イ 特定の事業者と契約するように発注担当職員に対して要求する行為
  
- (3) 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格等（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為
  - ア 特定の事業者等から、非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格等を推測できる金額を教示する（又は、ほのめかす）よう要求する行為
  - イ 職員が非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格等を推測できる金額を教示するよう口利きする行為
  - ※ 非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競売入札妨害（刑法96条の3第1項）に抵触するおそれがあります。
  
- (4) 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
  - ア 入札参加者名を公表前に教示するよう要求する行為
  - イ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
  - ウ 入札参加者又はJVの組み合わせについて教示するよう要求する行為
  
- (5) その他事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
  - ア 特定の事業者に対して有利な又は不利益な取扱いを要求する行為
  - イ 秘密とされている情報や資料を、特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為
  - ウ 入札等に先だって提出される技術提案書等の資料に関し、事前に意見、確認又は受領を要求する行為（正式の手続によるものを除く。）
  - エ 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
  - オ 資材調達又は物品納入等に係る業者選定等に対する働きかけを要求する行為
  - カ 契約変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
  - キ 特定の事業者の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

#### 4 不正な働きかけとはみなさないもの

次のような行為は、「不正な働きかけ」とはみなさないこととします。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの（個別具体の契約に関するものではない、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見等で、書面によらないものを含む。）

- (2) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（町議会、審議会、公聴会等）で行われたもの
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの  
個別具体の契約に関するものであっても、発注が予定されている工事への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、不正な働きかけの対象とはなりません。
- (4) 単に事実又は手続の確認であることが明らかであるもの  
悪意（違法性の認識）がない質問、単なる事実又は手続の確認であることが明らかなものについては、公正な職務の執行を損なうおそれがないため、不正な働きかけには該当しません。  
また、職員が相手方に対して「不正な働きかけ」に該当すること（又はおそれがあること）を伝えたことにより、相手方が「不正な働きかけ」に該当することに気づいて了解し、発言等を取り消した場合は、不正な働きかけの報告対象とはみなしません。

## 5 不正な働きかけ等があった場合の対応

### (1) 事業者等に対する対応

職員は、事業者等から「不正な働きかけ」又はそれに該当する疑いのある行為（以下「不正な働きかけ等」という。）を受けたときは、原則、その者に対して、応じられない旨及び当該不正な働きかけ等が記録、公表される可能性がある旨を伝えることとします。

ただし、「不正な働きかけ」について一方的に要求しただけで、職員の説明も聞かずに立ち去る場合等、「不正な働きかけ」が行われた状況や方法によっては、相手方に伝えることが困難な場合もあり、必ずしも伝えることを義務付けているものではありません。

### (2) 職員、所属長の対応

職員は、不正な働きかけ等を受けた場合は、単独で対応せず、複数で対応するように努め、速やかに所属長に報告するとともに、その後の対応について指示を受けるものとします。「不正な働きかけ」に対しては、組織として受け止め、対応する必要があります。

### (3) 報告書の作成

ア 職員は、不正な働きかけ等を受けたときは、直ちに「不正な働きかけ等対応報告書（別記様式）」に記録し、所属長、総務課長、企画財政課長を経由して、町長に報告するものとします。

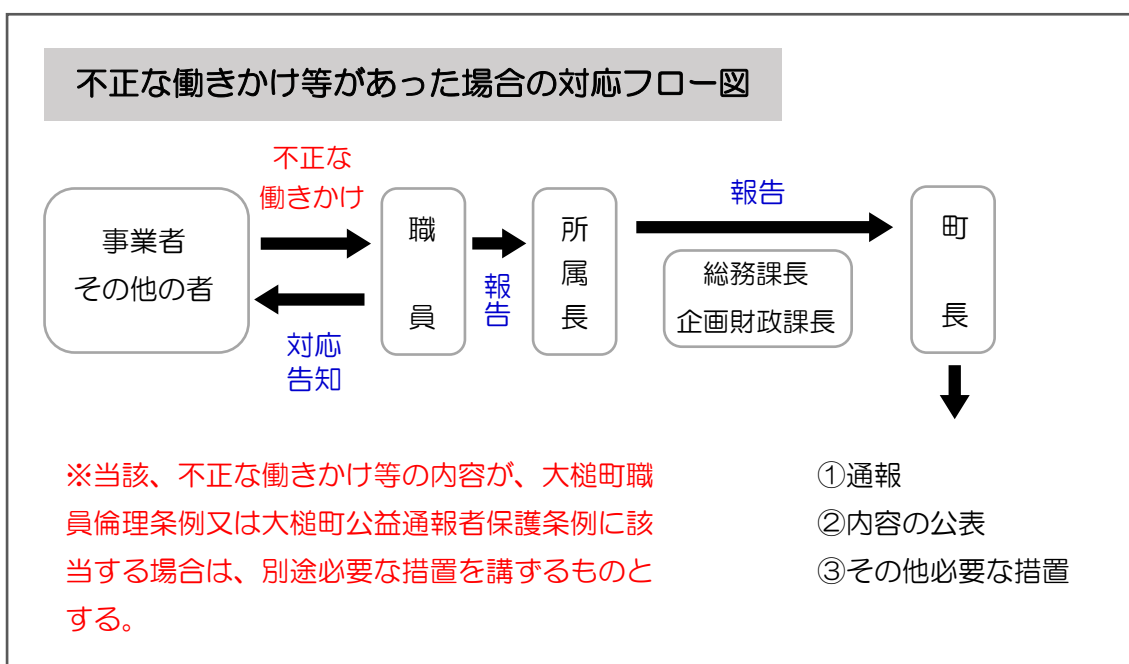
イ 総務課長、企画財政課長は、報告書により事実確認を行う必要が生じた場合は、相手方から事情聴取を行うものとします。

※ 報告書は、事実に基づき正確に記録し、個人情報、法人又は個人の権利や評価を害するおそれがある情報については、特に慎重に取り扱う必要があります。

(4) 「不正な働きかけ」の内容の公表等

ア 町長は、不正な働きかけ等の報告を受けたときは、その報告の内容が「不正な働きかけ」に該当すると判断され、入札及び契約事務の適正な事務執行を確保するため、必要な措置を講ずることが適当であるものについては、次の措置を講ずることとします。

- ① 公正取引委員会又は警察等関係機関等への通報
- ② 町ホームページ等で「不正な働きかけ」の内容を公表
- ③ その他、必要と判断された措置



## 6 大槌町職員倫理条例等との関連

不正な働きかけ等の内容が、大槌町職員倫理条例（平成 20 年 3 月 10 日条例第 3 号）及び同施行規則、又は大槌町公益通報者保護条例（平成 20 年 3 月 10 日条例第 4 号）及び同施行規則、に該当する場合があります。併せて留意してください。

### 附則

このマニュアルは、令和 5 年 1 月 3 0 日から適用する。